

議事 登山のあり方の更なる検討について

目次

- 1 リスク排除の視点と提言
- 2 ①～④部活動改革を巡る動き（国）
⑤⑥部活動改革を巡る動き（栃木県）
- 3 本県の登山部活動の状況
- 4 本県高校生登山のあり方の方向性（案）
- 5 取組のイメージ
- 6 学校部活動における取組例
- 7 地域における登山活動例
- 8 県主催の登山活動例

1 リスク排除の視点と提言

リスク排除の視点	現在の部活動の状況	備考
①教員の能力・負担に頼らない 仕組み	・外部人材活用 (登山アドバイザー全件帯同)	部活動指導員、指導まで行う登山コーチ活用の提言あり
②一定の基準以上の力量を持った引率者、指導者		山の難易度に応じた引率資格要件明確化の提言あり
③専門家による企画運営	・登山計画審査会による全件審査 (審査での助言等をフィードバックし登山計画に反映)	企画運営について専門家チーム創設の提言あり
④責任の明確化と責任を取れる組織が登山活動を主催	— (学校管理下において行われる部活動のため、法的な責任は県が負う。)	部活動でなく、県教委主催による登山活動を検討すべきとの提言あり
⑤競技会の廃止	・県高体連主催の山域へ入っての大会は実施しないこととした。 (上位大会は書類審査等の選定による)	
⑥可能な限りの情報公開	・登山実績をホームページで公表	

2① 部活動改革を巡る動き（国）

- ◇ 「**学校における働き方改革に関する緊急対策**」（抜粋） **H29.12.26 文部科学大臣決定**
平成29年6月、文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の諮問を受け、同年12月22日に中央教育審議会において、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」がまとめられた。

【部活動】

- 部活動の顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への適切な部活動指導の観点から、各校長が、教師の専門性や校務分担の状況に加え、負担の度合いや専門性の有無を踏まえて、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員¹や外部人材を積極的に参画させるよう促す。
- 大会・コンクール等の主催者に対して、部活動指導員による引率や、複数の学校による合同チームや地域スポーツクラブ等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正等を行うよう要請する。
- 将来的には、地方公共団体や教育委員会において、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境が整った上で、部活動を学校単位の取組から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも検討する。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2② 部活動改革を巡る動き（国）

◇ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（抜粋） H30.3 スポーツ庁

スポーツ庁において有識者会議における検討を経て、策定・公表したもので、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点から、学校や学校の設置者、地方公共団体、スポーツ団体を取り組む内容を示したものの。

【終わりに】

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本体育協会、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

※ 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」について、H30.12 文化庁が策定

2③ 部活動改革を巡る動き（国）

◇ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（概要・抜粋） R2.9.1 スポーツ庁

改革の方向性

- ・部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要ない環境を構築
- ・部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ・生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

- I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年以降、段階的に実施）
- II. 合理的で効率的な部活動の推進

◇ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（抜粋） R3.2.17 文部科学省通知

5. 兼職兼業その他

地域部活動の際に事故が発生した場合は、地域団体や大会の主催者が責任を負うこととなる。

- ・「具体的な方策」については、主に中学校を対象としている。
⇒ 高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

2④ 部活動改革を巡る動き（国）

◇ **運動部活動の地域移行に関する検討会議（令和3年10月～）** 議事録等はスポーツ庁HPに掲載あり

運動部活動の地域への移行を着実に実施するとともに、子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築することを目指して、有識者や自治体、スポーツ関係者等を委員とする検討会議を設置。運動部活動の地域における受け皿の整備方策等について議論され、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が令和4年6月に取りまとめられた。

第1回 令和3年10月7日（木曜日）

- ・検討スケジュール及び検討事項について
- ・運動部活動改革の目的・目標について

第2回 令和3年12月2日（木曜日）

- ・休日の地域におけるスポーツ環境が整備充実される以前の学校運動部活動の在り方について
- ・地域における新たなスポーツ環境の構築について

第3回 令和4年1月26日（水曜日）

- ・地域におけるスポーツ環境の整備充実方策について
- ・地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策について
- ・地域におけるスポーツ施設の確保方策について

第4回 令和4年2月28日（月曜日）

- ・大会の在り方について
- ・地域スポーツにおける会費の在り方について
- ・保険の在り方について

第5回 令和4年3月29日（火曜日）

- ・日本中学校体育連盟からの今後の大会の在り方等に関する意見発表
- ・学習指導要領について
- ・高校入試について
- ・中学校等の教員採用選考・人事配置等について

第6回 令和4年4月26日（火曜日）

- ・運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）について

第7回 令和4年5月19日（木曜日）

- ・関係団体からのヒアリングについて

第8回 令和4年5月31日（火曜日）

- ・運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）について

2⑤ 部活動改革を巡る動き（栃木県）

◇ 「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（抜粋） H30.9 栃木県教育委員会

本方針の策定の趣旨等（抜粋）

高等学校は、中学校に比べて多様な教育が行われていること、また、高校生は自ら選択した高等学校に、入学選抜を経て進学し、中学生より心身が発達していることを踏まえ、**地域・学校、競技種目等に応じた多様な形で運動部活動を適切に実施する。**

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

イ 学校の設置者は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、**合同部活動等の取組を推進する。**

（2）地域との連携等

ア 学校の設置者は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、**学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協同・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。**

終わりに

○ なお、国のガイドラインにおいて、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備について、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められるとされていることに、留意しなければならない。 7

2 ⑥ 部活動改革を巡る動き（栃木県）

◇ 市町立中学校部活動指導員配置事業 R1.4 栃木県教育委員会 市町教育委員会

R3実績 12市町 51人

身分 会計年度任用職員

業務 教員と連携または単独で部活動の指導、大会への引率

◇ 県立学校部活動指導員配置事業 R2.4 栃木県教育委員会

R3実績 31校 31人

身分 会計年度任用職員

業務 教員と連携または単独で部活動の指導、大会への引率

◇ 部活動指導員バンクの設置 R3.7 栃木県教育委員会

持続可能な部活動運営の実現に向け、学校の要請に応じて指導者とのマッチング機能としての役割を果たすことを主な目的として設置

バンク登録 13種目17人（R4.7現在）

3 本県の登山部活動の現状

- ◇ 生徒のニーズの多様化
- ◇ 登山部のある学校が減少
- ◇ 部員数の減少
- ◇ 登山経験を有している教員が少ない
- ◇ 引率教員の負担

4 本県高校生登山のあり方の方向性（案）

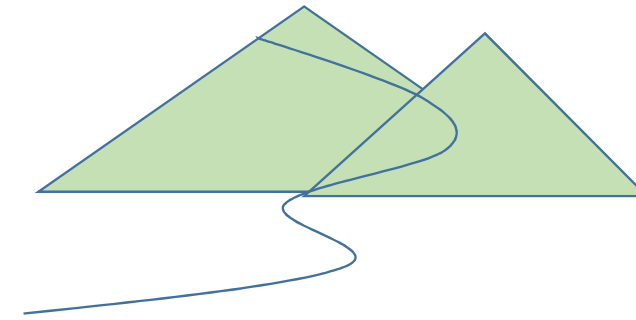
高校生の多様なニーズを踏まえた登山活動が安全に実施できる環境の構築を目指す。

5 取組のイメージ

	H30～現在の取組	取組例（R4～）	取組例（R5～）	
学 校 部 活 動	登山計画の審査 H30～全件審査			地 域 に お け る 登 山 活 動
	登山実績の公開 R元～HP公開			
		登山アドバイザー帯同 R2～全件帯同	R4～資格要件明確化	
	県内大会の廃止 R3～県高体連決定		例① 部活動指導員の活用 R4～活用	
			例② 複数校での合同部活動登山	
			例③ 山岳会、総合型クラブとの交流登山	
		例④ 山岳会、総合型クラブへの加入		
		例⑤ 高校生年代のクラブ登山		
		例⑥ 県主催の登山		

6 学校部活動における取組例

例① 部活動指導員の活用



部活動として参加

※参考

学校B(登山アドバイザー活用)

1パーティー10名の場合
引率教員 2名
登山アドバイザー 1名
生徒 7名

学校A (部活動指導員を活用)

1パーティー10名の場合
部活動指導員 1名
引率教員 1名
生徒 8名

効果

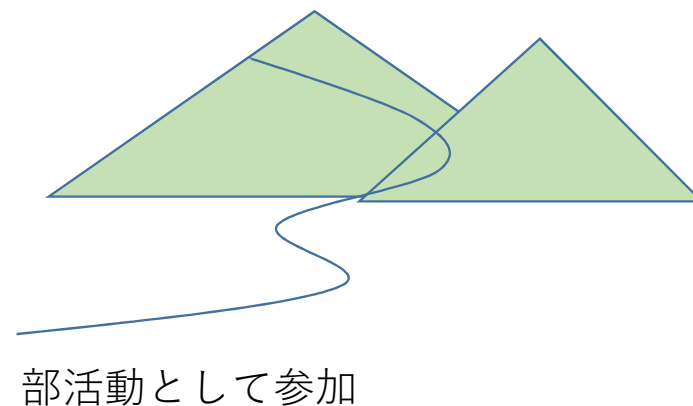
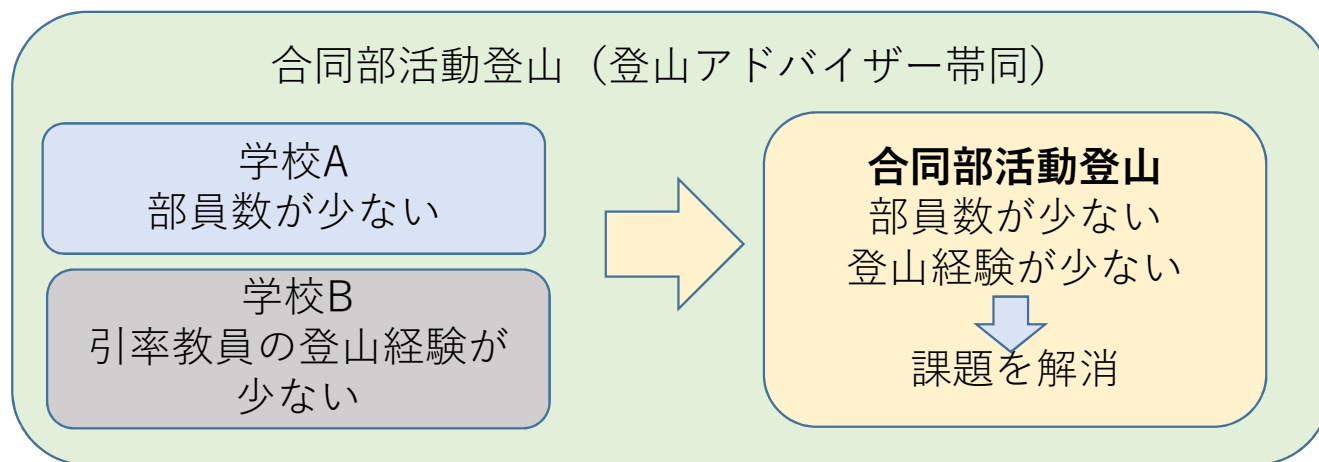
- ・ 部活動指導員からの平日及び休日の指導による安全指導の充実
- ・ 引率教員の人数が減り負担軽減につながる

課題

- ・ 部活動指導員の確保

6 学校部活動における取組例

例② 複数校での合同部活動登山



効果

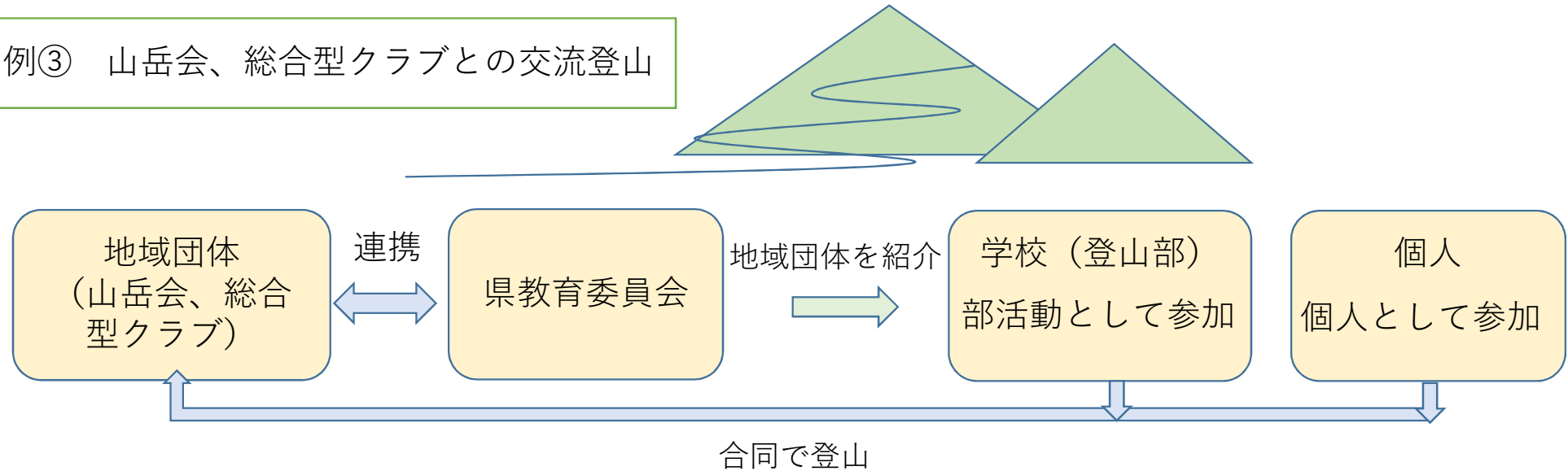
- ・各校の安全対策等を共有することによる安全面の充実
- ・生徒同士の交流につながる

課題

- ・学校間の連携（活動日、活動内容の調整等）

7 地域における登山活動例

例③ 山岳会、総合型クラブとの交流登山



効果

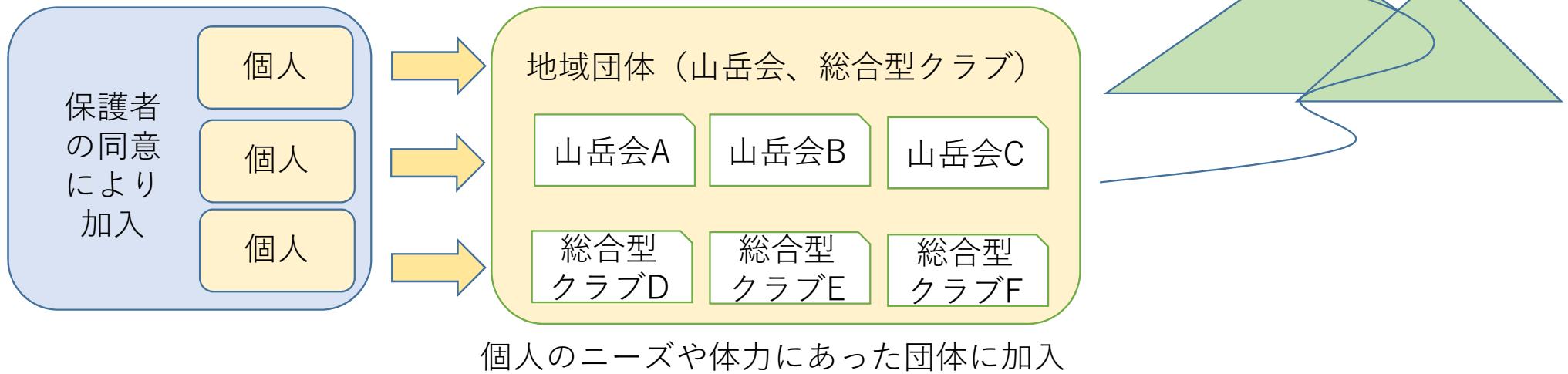
- ・ 山岳会や総合型クラブと登山することで「地域との交流活動」を深め、地域における活動への発展的な仕組みに資することが期待される
- ・ 合同での山行により有資格者が多くなり、リスク対応力の向上が期待できる
- ・ 個人でも参加ができる

課題

- ・ 受け皿となる地域団体の確保

7 地域における登山活動例

例④ 山岳会、総合型クラブへの加入



効果

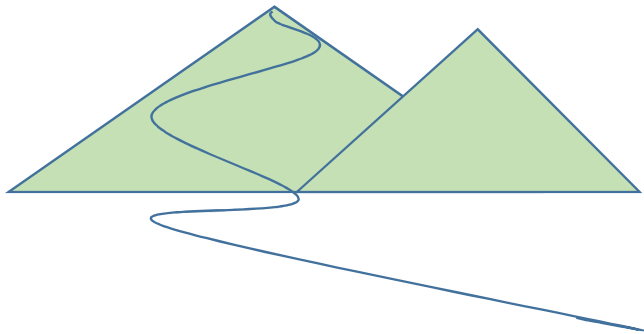
- ・ 地域団体の有資格者と同行することにより、リスク対応力の向上が期待できる
- ・ 力量やニーズに合わせて団体を選択
- ・ 登山部のない学校の生徒も参加が可能

課題

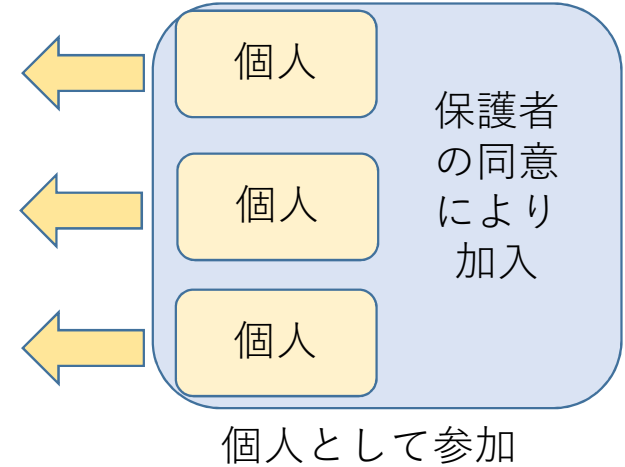
- ・ 受け皿となる地域団体の確保

7 地域における登山活動例

例⑤ 高校生年代のクラブ登山



高校生年代の登山クラブ化
有資格者を代表とした高校生年代の登山クラブ



効果

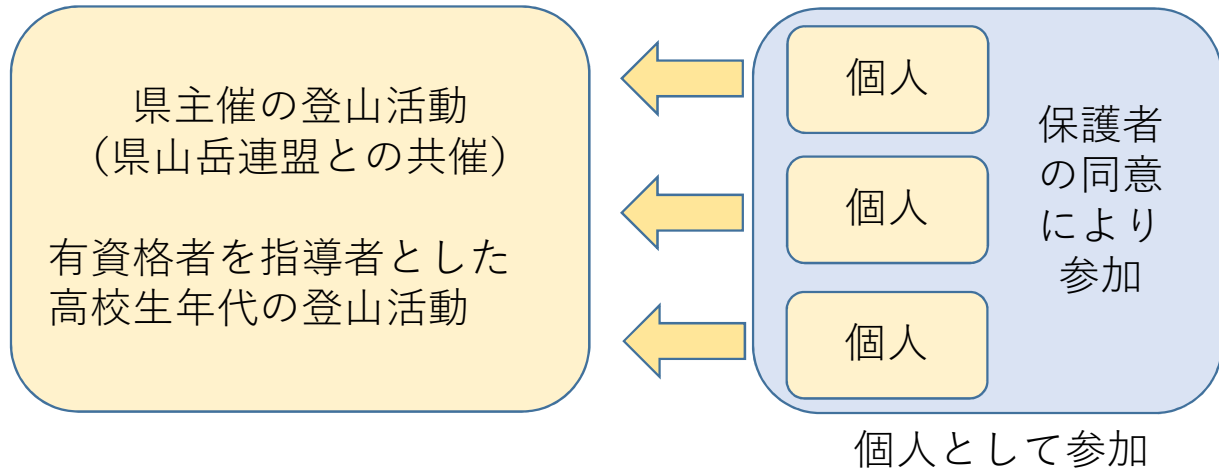
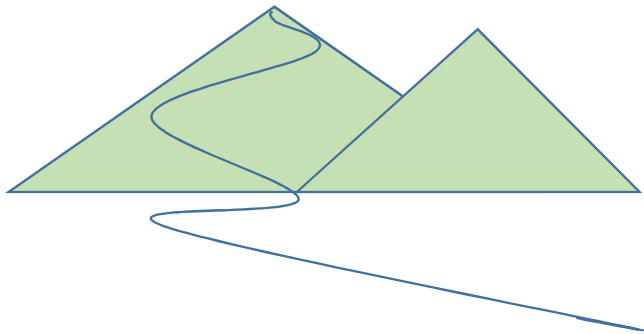
- ・有資格者が同行することにより、リスク対応力の向上が期待できる
- ・登山部のない学校の生徒も参加が可能

課題

- ・受け皿となる地域団体の確保
- ・高校生年代の指導を行う有資格者の確保

8 県主催の登山活動例

例⑥ 県主催の登山活動



効果

- ・有資格者が同行することにより、リスク対応力の向上が期待できる
- ・個人の力量に合わせてコースを選択
- ・登山部のない学校の生徒も参加が可能

課題

- ・日程の確保
- ・有資格者の確保
- ・学校部活動でないため、新たな保険に加入
- ・コミュニケーション不足
- ・有資格者の確保
- ・参加者の技術・体力把握
- ・参加者の体調や持病等の把握